

1 西条市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画策定に至る経緯

○西条市介護保険事業計画策定委員会の開催状況

第1回策定委員会：平成26年7月31日開催

- 議題：1 平成25年度介護保険事業執行状況について
2 平成25年度地域包括支援センター事業報告について
3 第6期介護保険事業計画の策定スケジュールについて

第2回策定委員会：平成26年11月27日開催

- 議題：1 第6期介護保険事業計画期間における介護サービス見込量及び総費用について
2 日常生活圏域ニーズ調査結果報告
3 地域支援事業（新総合事業）について

第3回策定委員会：平成27年2月19日開催

- 議題：1 高齢者福祉計画・介護保険事業計画（素案）について

2 西条市介護保険事業計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「介護保険事業計画」という。）を策定するため、西条市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 介護保険事業計画策定に関すること。
- (2) 高齢者福祉計画策定に関すること。
- (3) その他、高齢者の保健、医療、福祉に関すること。

(組織)

第3条 委員会の設置（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護サービス事業者を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 公募による者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員会は、必要のあるときは委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護保険所管課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この訓令は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。

3 西条市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

	機 関・役 員 名 等	氏 名
学識 経験	愛媛県立医療技術大学 学部長・教授	宮内 清子
市 民 公 募	旧西条市選出	岩間 壽子
	旧東予市選出	矢野 幸子
	旧丹原町選出	佐伯 博
	旧小松町選出	佐伯 由貴恵
被 保 険 者 代 表	西条市老人クラブ連合会 副会長	真鍋 勇
	西条市シルバー人材センター 就業部会長	中路 貴秀
	西条地域労働者福祉協議会 副会長	忽那 正明
	西条市障害者団体連合会 会長	越智 義則
介 護 事 業 者 代 表	西条市介護支援専門員連絡会 会長	曾我部 宗一
	老人保健施設 リハ・クリネ（在宅サービス） 主任介護支援専門員	友近 しおり
	老人保健施設 いしづち苑（施設医療系サービス） 看護師長	大類 加澄
	グループホーム 多賀の里 介護支援専門員	矢野 貴之
公 益 代 表	西条市連合自治会 会長	田口 勝三
	西条市連合婦人会 会長	徳永 米子
	西条市社会福祉協議会 副会長	丹 勝敬
	西条市民生児童委員協議会 会長	白石 篤
	西条市健康づくり推進員連絡協議会 副会長	今井 秀子
	西条市医師会 会長	松浦 裕

西 条 市
高 齢 者 福 祉 計 画
第6期介護保険事業計画

平成 27 年 3 月

発行：西条市高齢介護課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷164番地

TEL：(0897) 56-5151 FAX：(0897) 52-1408